

【 条例の必要性と背景 】

1 ユネスコエコパーク登録地として求められる域内の自然環境・野生動植物の保護・保全

只見町は、2014年（平成26年）6月、人と自然との共生を目指すユネスコ MAB（人間と生物圏）計画の生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録となりました。その理念・目的の達成のためにユネスコエコパーク域内では自然環境や野生生物の保護・保全への取り組みが求められます。

2 只見ユネスコエコパークの移行地域内の野生動植物の保護・保全措置が未整備

只見ユネスコエコパークの保護地域（核心地域・緩衝地域）については、ほとんど人の加わっていない自然度の高い自然環境および生態系を有し、それを拠り所とした野生動植物が生息・生育していますが、それら野生動植物は既存の自然環境や野生生物を保護・保全する法制度（自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、等）によって保護・保全が図られています。一方、一般地域（移行地域）についても、保護地域に準ずる自然度の高い自然環境および生態系が残されているとともに、人の利用により保たれてきた景観や生態系が存在し、この地域の生物多様性に貢献しています。しかし、移行地域内には野生動植物の保護・保全に関する法的根拠が十分に整備されておらず、移行地域を中心に只見ユネスコエコパーク域内で守るべき野生動植物とその自生地、生息地についてその保護・保全を図る措置の必要性がありました。

3 新種動植物の発見、野生動植物の盗掘・大量採取への対応

2014年（平成26年）には只見町内で新種のタガミハコネサンショウウオが発見され、そうした希少生物の保護・保全を図る必要性がより高まったことや、これまでも心無い人間による町内での山野草の盗掘、ライトトラップによる昆虫採集が報告され、地元住民からもそうしたことに対応できる条件整備が求められていました。

➡ 以上により、条例を制定し、町内での野生動植物の保護・保全に取り組む条件整備が必要とされました

【 条例制定にあたっての基本的な考え方 】

1 条例制定は従来の町民の活動を制限することを目的としない

本条例は、その制定によって従来の活動を制限することを狙いとしたものではなく、町、町民、事業者、来町者が町内の自然環境や野生生物の保護・保全に積極的に取り組む姿勢を高めることに重きを置いています。

2 条例制定で関係者が積極的に野生動植物の保護・保全に取り組む姿勢を高める

条例制定によって、地域での自然環境や野生生物の保護・保全に積極的に取り組む姿勢を高め、懸案事項については関係者で連絡・調整を図る中でその最善策を検討、対応することで、地域の自然環境、野生生物の保護・保全を図るとともに、そのことが地域資源の持続可能な利活用を通じた地域社会の発展につながると考えます。

3 「自然首都・只見」の具体化とブランド化

只見町は平成19年に「自然首都・只見」宣言により只見町の豊かな自然環境や貴重な野生動植物を保護・保全し、次世代に引き継いでいくことを責務としており、本条例はその具体化となるとともに、地域ブランドを高めるものとなります。

○「只見町の野生動植物を保護する条例」制定までのプロセス

【2015年（平成27年）】

- ・ 只見ユネスコエコパーク支援委員会にて条例（案）の検討

【2016年（平成28年）】

- ・ 条例（案）に対する只見町役場庁内での意見募集

- ・ 条例（案）の町内3地区にて町民説明会

（1）只見振興センター（5月9日（月）19:00~20:00）

（2）朝日振興センター（5月10日（火）19:00~20:00）

（3）明和振興センター（5月11日（水）19:00~20:00）

- ・ 平成28年度只見町議会6月会議にて「只見町の野生動植物を保護する条例（案）」の提案・可決

○「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づく町指定貴重野生動植物の指定のプロセス

【2017年（平成29年）】

- ・ 只見ユネスコエコパーク支援委員会にて候補種の検討

- ・ 町民意見の募集

- ・ 町指定貴重野生動植物の告示（12月1日）